

かごしまPRサポーター「さくらじまん」着ぐるみ貸出要領

1 目的

この要領は、かごしまPRサポーター「さくらじまん」の着ぐるみ（以下、「着ぐるみ」という。）の貸出し及び使用について、かごしまPRサポーター「さくらじまん」使用規定に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

この着ぐるみの貸出は、鹿児島県PR観光課、鹿児島県かごしま遊楽館、鹿児島県大阪事務所が行う。

3 貸出方法

- (1) 着ぐるみの貸出を希望する者（以下、「貸出希望者」という。）は、「さくらじまん」使用届出書（以下、「届出書」という。）を鹿児島県PR観光課長（以下、「管理者」という。）に提出するものとする。
- (2) 管理者は、前項による届出が適当と認められるときは、貸出希望者に対して、着ぐるみを貸し出すものとする。
- (3) 貸出を受ける者（以下、「借受者」という。）は、原則として、貸出機関から着ぐるみを直接受け取り、使用後は責任を持って速やかに返却するものとする。
- (4) 貸出に伴う搬入及び搬出は、借受者が行うものとする。
- (5) 着ぐるみの貸出は、原則1行事につき1体とする。
- (6) 管理者に負担を伴う貸出は、原則認めないものとする。
- (7) 届出書の内容に変更が生じた場合は、「さくらじまん」使用変更届出書を提出し、変更に係る承認を得なければならない。

4 貸出期間

貸出期間は当該イベント等の終了までとする。

5 使用上の遵守事項

使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、着ぐるみを使用しなければならない。

- (1) 着ぐるみを営利目的に使用しないこと。
- (2) 着ぐるみを個人的に使用しないこと。
- (3) 着ぐるみを第三者に譲渡、又は転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみが汚損するおそれのある状況で使用しないこと。
- (5) 着ぐるみ返却時には、使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (6) その他、許可者が特に付した条件や別紙の注意事項等に従って使用すること。

6 現状復帰

- (1) 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。
- (2) 前項の規定に関わらず、管理者が、着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。
- (3) 使用及び管理状況が著しく悪いと認められる使用者に対しては、次回以降の貸出を許可しない。

附 則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

別紙

着ぐるみの使用及び使用後の手入れに関する注意事項

- 1 着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、軍手等を着用すること。
- 2 会場の気温、天候等を十分に考慮し、着用者の水分補給や頭部の冷却など十分な暑さ対策を行うこと。また、長時間使用する場合は適宜休憩するなど、無理のない着用をすること。
- 3 原則として、雨天時の屋外での使用は避けること。
- 4 さくらじまんのイメージを保つため、着ぐるみ着用時の「声出し、頭脱ぎ」を慎むこと。また、公衆の面前での着脱は行わないこと。
- 5 着ぐるみを着用すると視野が狭まり、音声が聞き取りにくくなるおそれがあるため、安全対策のため補助者をつけること。
- 6 使用後は、消臭スプレー等を使用し、風通しのよい場所で陰干しするなど、十分に乾燥させてから返却すること。
- 7 着ぐるみは極度に動きの激しい使用を避け、輸送や保管の際の置き方には十分注意すること。
- 8 以上の注意事項のほか、次の使用者が着用しやすいよう、取り扱い方に十分注意すること。